

# 岩徳地域森林計画変更書

(岩徳森林計画区)

令和5年12月変更

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和	14年	3月	31日

山 口 県



## 【変更事項及び理由】

### ○ 変更事項

#### Ⅱ 計画事項

##### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### 第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 2 造林に関する事項
- 7 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

##### 第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項

##### 第6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- 2 間伐面積(再掲)
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
- 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

#### (附) 参考資料

- 6 その他  
持続的伐採可能量

### ○ 変更理由

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を同法第5条5項の規定に基づき変更する。

なお、変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。

## 【目次】

### Ⅱ 計画事項

第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
(1)	森林の整備及び保全の目標	1
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	1
第3	森林の整備に関する事項	2
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	2
2	造林に関する事項	2
(1)	人工造林に関する指針	2
7	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	4
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	4
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	4
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	5
第4	森林の保全に関する事項	5
1	森林の土地の保全に関する事項	5
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	5
第6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	6
2	間伐面積（再掲）	6
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	6
4	林道の開設及び拡張に関する計画	7
(1)	開設計画	7
(2)	拡張計画	7
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	8
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	8
(附)	参考資料	
6	その他	9
	持続的伐採可能量	9

## II 計画事項

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

なお、各機能に応じた望ましい森林の姿については、次表のとおりとする。

##### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積：ha 蓄積：m<sup>3</sup>/ha)

区分		現況 (令和3年度末)	計画期末 (令和13年度末)
面積	育成単層林	67,729	66,567
	育成複層林	1,696	3,609
	天然生林	80,361	79,610
	計	149,786	149,786
森林蓄積		316	331

注 育成単層林、育成複層林及び天然生林の区分

① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為<sup>※</sup>により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

② 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層<sup>※2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

③ 天然生林<sup>※3</sup>

主として天然力<sup>※4</sup>を活用することにより成立させ維持される森林。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと

※2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの

※3 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐、択伐の別に定める。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

主伐時における伐採・搬出等に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を参考に、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮する。

伐採後の適確な更新の確保に当たっては、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

#### 2 造林に関する事項

##### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的

機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において、適確な更新の確保を図るために行う。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を原則として、郷土樹種も考慮に入れて、気象、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

また、特に成長に優れ、造林の省力化・低コスト化及び収穫までの期間短縮が期待できるエリートツリーや早生樹の導入を促すとともに、花粉の少ない苗木の増加に努める。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

## 7 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、計画区内の市町、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、以下の方針に基づき、地域の実状を勘案して計画的かつ総合的に推進する。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大にあたっては、市町、森林組合等との緊密な連携のもと、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけを行うとともに、長期の施業の受委託などにより施業集約化に取り組む森林組合等に対する情報提供、助言・あっせんや地区意見交換会等を通じた合意形成等により、長期の施業等の委託を進め、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、林地台帳制度等の運用による森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ計測・解析等により新たに整備した森林資源情報の公開についても促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図る。

さらに、これらの取組に加え、森林経営管理制度を円滑に運用し、林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進するため、森林組合等の林業関係者と共通認識を図り、地域全体で取組が進むよう、推進体制を整備するとともに、市町の実情に即した推進方策を定め、地元説明会や意向調査等を行うなど、意欲と能力のある林業経営者への森林の集積に向けた取組を段階的に実施する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保にあたっては、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、県が定める「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、林業労働力の確保に総合的に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等により、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定確保、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努める。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。



#### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

##### ア 木材加工・流通体制の整備

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等を踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備に努める。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、住宅造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の厳正な運用に努めること。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千 $m^3$  面積：ha)

区分	総材積			主伐材積 (面積)			間伐材積 (面積)			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	総数	<u>3,317</u>	<u>3,181</u>	<u>136</u>	<u>1,803</u> (4,586)	<u>1,667</u> (3,448)	<u>136</u> (1,138)	<u>1,514</u> (17,687)	<u>1,514</u> (17,687)	—
	前期	<u>1,543</u>	<u>1,481</u>	<u>62</u>	<u>719</u> (1,859)	<u>657</u> (1,339)	<u>62</u> (520)	<u>824</u> (9,413)	<u>824</u> (9,413)	—
	後期	<u>1,774</u>	<u>1,700</u>	<u>74</u>	<u>1,084</u> (2,727)	<u>1,010</u> (2,109)	<u>74</u> (618)	<u>690</u> (8,274)	<u>690</u> (8,274)	—

注 面積は、各伐採立木材積を単位面積当たり材積で割り戻した参考値である。

### 2 間伐面積（再掲）

(単位 面積：ha)

区分	間伐面積
総数	<u>17,687</u>
前期	<u>9,413</u>
後期	<u>8,274</u>

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区分	総数	人工造林	天然更新
総数	<u>4,588</u>	<u>3,827</u>	761
前期	<u>1,861</u>	<u>1,566</u>	<u>295</u>
後期	<u>2,727</u>	<u>2,261</u>	<u>466</u>

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

##### (1) 開設計画

(単位 延長：km 面積：ha 材積：m<sup>3</sup>)

番号	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域 面積	前後 期別	備考
総数				4 路線	14.9			
前期				4 路線	5.7			
後期				2(2) 路線	9.2			
			周南市	計 2 路線	2.2	61.59		
(1)	新設	林業専用道	〃	鹿野金峰・奥 光1号	1.2	35.71	前	
(2)	〃	〃	〃	鹿野金峰・奥 光2号	1.0	25.88	〃	

##### (2) 拡張計画

(単位 延長：m 面積：ha 材積：m<sup>3</sup>)

番号	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前後 期別	備考
総数				13 路線	14,639 /47			
前期				13 路線	12,039 /45			
後期				3(3) 路線	2,685 / 3			
			岩国市	計 5 路線	2,008 /11	3,976.00		
2	改良		〃	石童山 (二鹿区間)	8/1	1,043.00	前 後	
	舗装	2,000/1 400/1						
			下松市	計 2 路線	25 /4	115.73		
1	改良		〃	舟岩	12/2	31.34	前	
2	〃		〃	梅ノ木原	13/2	84.39	〃	

注 前期・後期ともに計画する路線数を ( ) 書する。

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：h a)

保安林の種類	面積		備考
	前期	後期	
総数 (実面積)	26,015	27,515	
水源の涵養のための保安林	15,159	15,459	
災害防備のための保安林	10,542	11,742	
保健、風致の保存等のための保安林	1,449	1,449	

注 2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、総数と内訳の合計は合致しない。

#### イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：h a)

指定 解除別	種類	森林の所在	面積			指定又は解除を必要とする理由	備考
			総数	前期	後期		
指定	総数		2,436	936	1,500	保安林の指定に相当する理由が認められるため。	
	水源かん養保安林	総数	487	187	300		
		岩国市	294	113	181		
		周南市	193	74	119		
	土砂流出防備保安林	総数	1,949	749	1,200		
		岩国市	880	338	542		
		和木町	0	0	0		
		柳井市	275	106	169		
		周防大島町	0	0	0		
		上関町	0	0	0		
		田布施町	0	0	0		
		平生町	0	0	0		
		下松市	0	0	0		
		光市	275	106	169		
		周南市	497	191	306		
保健保安林	総数	0	0	0			
	周南市	0	0	0			
解除	必要に応じて行う。						

## (附) 参考資料

### 6 その他

#### 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安（千m <sup>3</sup> ）
668

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	668	151	<u>819</u>
90	601		<u>752</u>
80	535		<u>686</u>
70	468		<u>619</u>
60	401		<u>552</u>
50	334		<u>485</u>
40	267		<u>418</u>
30	200		<u>351</u>
20	134		<u>285</u>
10	67		<u>218</u>

注1 本表は地域における今後の伐採量水準の検討や、再造林施策の推進等に活用するための参考資料である。

注2 材積は伐採立木材積であり、素材換算材積ではない。